

(社) 長崎県建設業協会長
(社) 長崎県中小建設業協会長
(社) 長崎県造園建設業協会長
(社) 長崎県ほ装協会長
(社) 長崎県工務店連合会長
(社) 長崎県下水道建設業協会長
(社) 長崎県管工事協会長
(社) 長崎県港湾漁港建設業協会長
(社) 長崎県建造物解体工業会長
(社) 日本塗装工業会長崎県支部長

様

長崎県 土木部 監理課長



長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届出について

平成25年度長崎県建設工事入札参加資格（土木、建築、電気、管、ほ装、とび・土工、鋼構造物、塗装、電気通信及び造園）に係る企業評価の参考とするため、下記1の「届出対象事項」に該当する県内建設業者（長崎県内に本店を置く建設業者）に対して、平成24年11月15日（木）までに届出書を提出されるようご周知願います。（該当しないものは、提出不要です。）

記

1. 届出対象事項
- (1) 継続学習制度（CPDS）単位（ユニット）取得（土木一式のみ対象）
 - (2) 継続学習制度（CPD）単位取得（建築一式のみ対象）
 - (3) 障害者雇用
 - (4) 新規学卒者雇用
 - (5) 次世代育成雇用環境の整備
 - (6) 法定外労働災害補償制度
 - (7) 第三者賠償責任保険

2. 評価の要件 別添「長崎県建設工事入札参加資格審査に係る評価の要件」のとおり

3. 提出書類

- (1) 届出書 別添「長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届出書」のとおり
- (2) 添付書類 前出「長崎県建設工事入札参加資格審査に係る評価の要件」中の＜添付書類＞の欄に記載されている該当書類

※届出書の様式は、次の土木部監理課建設業指導班のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kensetugyo/>

※提出された書類は、長崎県建設工事入札参加資格審査以外の目的で使用しません。

4. 提出期間 平成24年10月1日（月）から平成24年11月15日（木）まで

※ 平成24年11月15日消印有効

5. 提出方法 持参または郵送 ☆ 封筒に主観点届出と朱書きしてください。

6. 主観点積算（加点）結果の縦覧（仮公表）及び格付表への掲載（公表）について

今回提出された届出書に基づく主観点積算結果については、次のとおり縦覧（仮公表）期間等を設けた上で、最終的に格付表に掲載し閲覧（公表）に供します。

(1) 縦覧（仮公表）期間等について

- ①縦覧期間 平成25年1月21日（月）から2週間
- ②縦覧方法 県土木部ホームページ掲載
- ③留意事項 ご意見、お問合わせ等については縦覧期間中にお申出願います。
なお、同縦覧期間経過後、直ちに格付表の作成作業に入ります
のでご了承ください。

(2) 格付表の閲覧（公表）等について

- ① 閲覧開始日 平成25年3月15日（金）
- ② 閲覧場所 次に掲げる県関係機関に備付けの格付表を閲覧に供します。
県庁総務文書課（県民情報センター）
長崎振興局（総務課）
県央振興局（ 〃 ・行政資料コーナー）
島原振興局（ 〃 ・ 〃 ）
県北振興局（総務企画課・ 〃 ）
五島振興局（総務課・ 〃 ）
上五島支所（総務課）
壱岐振興局（総務課・行政資料コーナー）
対馬振興局（ 〃 ・ 〃 ）
- ③留意事項 主観点、総合数値の最終確定値等は前記閲覧開始日に
県土木部ホームページに掲載する予定です。

7. 提出及び問合わせ先

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

長崎県 土木部 監理課 建設業指導班 TEL 095-894-3015

長崎県建設工事入札参加資格審査に係る評価の要件

1. 継続学習制度（CPDS）単位（ユニット）取得（土木一式のみ対象）

<評価の要件>

次の(1)～(3)の要件をすべて満たす者の所属する建設業者毎の学習単位（ユニット）の合計数を報告すること

- (1) (社)全国土木施工管理技士会連合会が実施する土木施工管理／継続学習制度（CPDS）登録者の学習単位（ユニット）であること
- (2) 審査対象特定日（平成24年10月31日）時点で会社に常勤で在籍する土木施工管理技士の資格を有する者の学習単位（ユニット）であること
- (3) 対象となる学習単位（ユニット）の取得期間は、審査対象特定日（平成24年10月31日）以前の1年間であること

<添付書類>

○ 上記要件を満たす職員の取得学習単位（ユニット）の合計を記載した、(社)全国土木施工管理技士会連合会が発行する学習履歴証明書（20ユニット以上）

2. 継続学習制度（CPD）単位取得（建築一式のみ対象）

<評価の要件>

次の(1)～(3)の要件をすべて満たす者の所属する建設業者毎の学習単位の合計数を報告すること

- (1) (社)日本建築士会連合会又は建築CPD運営会議が実施する建築技術継続能力開発（CPD）制度登録者の学習単位であること
- (2) 審査対象特定日（平成24年10月31日）時点で会社に常勤で在籍する建築士又は建築施工管理技士等の資格を有する者の学習単位であること
- (3) 対象となる学習単位の取得期間は、審査対象特定日（平成24年10月31日）以前の1年間であること

<添付書類>

○ 上記要件を満たす職員の取得学習単位の合計を記載したCPD実績証明書（20単位以上）

3. 障害者雇用

<評価の要件>

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること

- (1) ①「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）第43条第5項に規定する事業主（その雇用する労働者の数が常時56人以上である事業主、以下「法定事業主」という。）で、同法第43条第1項の規定により常時雇用する労働者に障害者雇用率（1.8%）を乗じて得た数以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること
②その対象となる障害者を平成24年6月1日から起算して直前1年間以上継続雇用して

いること

- (2) ①その雇用する労働者の数が常時56人未満の事業主（以下「法定外事業主」という。）
で、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること
②その対象となる障害者を平成24年10月31日から起算して直前1年間以上継続雇用
していること

<添付書類>

要件(1)に該当する場合は、次の(1)の書類、要件(2)に該当する場合は、次の(2)の書類

- (1) 法定事業主 …… 障害者雇用状況報告書の写し（毎年6月1日現在）
(2) 法定外事業主 …… ①労働基準法第107条で規定する当該雇用者の労働者名簿又は雇用
保険事業所別被保険者台帳照会の写し
②身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し

※上記(2)の①及び②の提出については、使用目的を本人に伝え、その承諾を得ること

4. 新規学卒者雇用（※新規採用から5年目を迎える年までの者が加点の対象となります。）

<評価の要件>

次の(1)、(2)の要件をすべて満たすこと

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は専修学校を卒業した者を卒業後
6カ月以内に採用していること
(2) 上記(1)で採用した新規学卒者を審査対象特定日（平成24年10月31日）時点で継続
雇用していること

<添付書類>

次の(1)、(2)の書類を提出すること

- (1) 新規学卒職員の卒業証書又は卒業証明書の写し
(2) ①卒業後6カ月以内に雇用したことが分かる書面の写し
②審査対象特定日（平成24年10月31日）時点で引き続き雇用していることが分かる
書面の写し

※(2)の具体例

○ 社会保険に加入している場合

[健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書] + [審査対象
特定日を含む月の賃金台帳又は源泉徴収簿（当月分のみ）]

○ 雇用保険のみ加入している場合

[雇用保険被保険者資格取得等確認通知書] + [審査対象特定日を含む月の賃金台帳
又は源泉徴収簿（当月分のみ）]

○ 雇用保険に加入できない場合

[加入できない理由を記載した書面] + [雇用開始の月から審査対象特定日を含む月
までの各月の賃金台帳又は源泉徴収簿]

5. 次世代育成雇用環境の整備

<評価の要件>

次の(1)、(2)、(3)の要件をすべて満たすこと

- (1)平成24年10月31日迄において、「次世代育成支援対策推進法」(平成15年法律第120号)(以下、「法」という。)第12条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、長崎労働局に届け出ていること
- (2)(1)の届け出をした事業主で、「法」第13条の規定に基づく厚生労働大臣の認定を受けていること
- (3)さらに2回目の一般事業主行動計画を策定・届出をし10月31日に計画を実行していること

<添付書類>

次の(1)、(2)、(3)の書類を提出すること

- (1)「法」第12条に基づき、一般事業主が行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出た書類で、受付印が押してあるものの写し
- (2)「法」第13条により認定を受けている場合、その認定を証する書面の写し
- (3)(1)の2回目の届出書類に受付印が押印してあるものの写し

6 法定外労働災害補償制度

<評価の要件>

次の(1)、(2)の要件をすべて満たすこと

- (1)保険期間は、平成23年7月1日から平成24年6月30日までに迎えた決算日を含む1年間以上で、休業補償を含む法定外労働災害補償制度加入契約であること
- (2)法定外労働災害補償制度(休業補償を含む)は次のすべてに該当すること
 - ①業務災害と通勤災害のいずれも対象とすること
 - ②直接の使用関係にある職員及び下請負人(数字の請負による場合にあっては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること
 - ③死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害のすべてを対象とすること
 - ④休業補償を対象とすること

<添付書類>

次の(1)、(2)の書類を提出すること

- (1)決算日が確認できる書類の写し
- (2)上記<評価の要件>が確認できる証明書又は関係書類の写し

7 第三者賠償責任保険

<評価の要件>

次の(1)、(2)、(3)の要件をすべて満たすこと

- (1)平成24年10月31日において、工事中から引き渡しまでの期間にかかる第三者賠償責任保険(1年以上の契約であること)に加入していること(又は、船主責任保険(P I 保険)に加入していること)

(2) 補償対象がすべての工事（公共工事・民間工事）であること

(3) 被保険者に保険契約者及び下請負人を含むこと

<添付書類>

- ・ 上記<評価の要件>が確認できる証明書又は関係書類の写し（船主責任保険（P I 保険）において、船舶所有者と保険申請者が一致していること）

<その他>

- ・ 船主責任保険（P I 保険）による加算対象業種は、土木一式工事に限定する